

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第25、議案第23号、多度津町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

議案第23号、多度津町副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町副町長としてご活躍いただいております、河西浩一氏 から地方自治法第165条第2項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって辞任したい旨の届出がありました。

つきましては、多度津町副町長定数条例に基づき、平成28年4月1日から後任の多度津町副町長に秋山俊次氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

秋山氏は、多度津町大字奥白方685番地にお住まいであり、昭和31年2月12日生まれの60歳でございます。

氏は、昭和54年4月に香川県庁に入庁されて以来、37年間にわたり、香川県坂出土木事務所をはじめとして、多くの課に在籍しており、平成21年には、琴平町の副町長として、平成22年には、政策部水資源対策課長を歴任された、行政経験が豊富な方でございます。

また、平成26年から現在まで、環境森林部環境政策課長と総務部人権・同和政策課主幹を兼務されており、本年3月で定年退職予定でございます。行政運営に関して優れた人材で、人格は高潔でありますので、多度津町副町長として最適任と考えます。

なお、任期は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご同意のほど、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第23号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り同意する事に、決定いたしました。